指定通所介護重要事項説明書
（デイサービス和花）

当事業所はご本人様にたいして指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、支払い料金等の重要な事項については次のとおり説明します。

1　事業者概要

法　　人　　名	株式会社　調和
法 人 所 在 地	草津市上笠二丁目5－8
設 立 年 月 日	昭和54年4月23日
代 表 者 氏 名	中 村 芳 和
電　話　番 号	077－564－4881

2　指定通所介護事業所の概要

事業所の種類 指定番号	指定通所介護事業所・平成19 年7月17日指定 滋賀県　第2570600649号
事業の目的	
指定通所介護は、介護保険法の規定にもとづき、要介護状態等にある高齢者に対し、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、社会的孤独感の解消、心身機能の維持並びにご本人様、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。	
事業所の名称	デイサービス和花
事業所の所在地	草津市上笠2丁目5－8
電 話 番 号	TEL:077－564－0033　　FAX:077－564－0011
管理者 氏　名	谷川　純子
運 営 方 針	
本業の運営に当たっては、日本国憲法第25条、老人福祉法及び介護保険法の基本理念にもとづき、ご本人様の人権を尊重し、関係市町、地域の保健、福祉、医療サービス提供者と連携し、科学的なサービスの提供をおこないます。滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例を遵守します。	
利 用 定 員	通所35人
営 業 日	月～土曜日、ただし次の日を除きます。 定休日　日曜日 （1）年末・年始 （2）事業実施地域に暴風雨警報が発令された日及び積雪
サービス提供時間	原則として午前9時30分から午後4時40分まで
受 付 時 間	午前8時30分から午後5時30分
通常の実施地域	草津市　守山市守山南中学校区　栗東市栗東中学校区

3 施設の概要

（①）地面積および建物

敷地		中村芳和 所有 1167.97㎡
建物	構造	鉄骨造ルーフィング葺
	延べ床面積	292.69㎡
	利用定員	35名

（2）主な設備

設備の種類	数	面積
食事兼機能訓練室	1	117㎡
事務室	1	12．35㎡
一般浴室	1	27．45㎡
脱衣場	1	17．17㎡
厨房	1	24．15㎡
静養室	1	4㎡
エントランス	1	27．24㎡

4 職員の配置状況

（主な職員の配置）

当事業所では、ご本人様にたいして指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

（標準）

職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			ヘルパー2級・介護福祉士
生活相談員	3		3			介護福祉士
介護職員	6	4		2		ヘルパー2級・介護福祉士
看護職員	3	1		2		看護師
機能訓練指導員	2	1		1		柔道整復師、看護師

（主な職員の勤務体制）

職種	勤務体制	
管理者	勤務時間8:30～17:30	4週8休
生活相談員	勤務時間8:30～17:30	4週8休
介護職員	勤務時間8:30～17:30	4週8休
看護職員	勤務時間8:30～17:30	4週8休
機能訓練指導員	勤務時間8:30～17:30	4週8休

※ 変則勤務あり。

5　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスには、以下があります。

①　利用料金が介護保険から給付される場合

②　利用料金が全額ご本人様に負担いただく場合

（1）　介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては通常、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

（サービスの概要）

入浴サービス	ご希望により入浴または清拭をおこないます。
食事サービス	ご本人様の身体状況を配慮した食事を提供します。 （食費は介護保険給付対象外で、実費負担となります。）
生活相談	ご本人様の生活上の相談に応じます。
レクリエーション	個々に合ったレクリエーションを提供します。
個別機能訓練加算Ⅰ２ 個別機能訓練加算Ⅰ１	機能訓練士〈柔道整復師、看護師〉が身体状況に応じて生活機能の維持、向上させる日常動作訓練を行います。（希望者のみ）
健康相談	体温や血圧を測定し、健康上の相談に応じます。
送迎サービス	通常の実施地域の場合、ご自宅から当事業所までの送迎（往復）を致します。
介護	移動、食事、排泄、入浴、更衣など介護計画にもとづいて可能な限り適切な介護を行います。
介護保険の地域区分	地域区分とは、地域間に存在する格差を勘案し、1単位の単価に差を設けることです。通常1単位＝10円となっていますが、これをただ単に全国共通なものとして使用すること地域ごとに不公平感が発生します。地域によっては、地価も違いますし、賃金単価基準も異なってきます。このような地域間格差を「地域区分」により大分することで地域間格差を和らげようとするものです。 当事業所は5級地となります。算定額は別紙参照。
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	離職率の高い介護職を定着させるために設けられた加算制度です。 改善交付金の対象であった介護事業所で働いている従事者の賃金改善に充てる事を目的にしています。当事業所は介護職員処遇改善加算Ⅰを算定します。 また、コロナの克服と超高齢化社会を迎えるにあたり人材確保に向けた経済対策の取り組みの一環となります。職員の定着率の向上、サービスの質を維持するために取得させていただきます。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当事業所において介護福祉士が50％以上配置しており、より適切で質の高い介護を行います。

（通所介護利用料金）　　◎9割給付（1割負担）

7時間以上8時間未満（基本）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	658単位（1回）	777単位（1回）	900単位（1回）	1,023単位（1回）	1,148単位（1回）
1回あたりの利用料	￥6，876	￥8,119	￥9，405	￥10,690	￥11,996
利用者負担金	￥687	￥811	￥940	￥1.069	￥1,199

6時間以上7時間未満（15:31～16:30）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	584単位（1回）	689単位（1回）	796単位（1回）	901単位（1回）	1，008単位（1回）
1回あたりの利用料	￥6,102	￥7,200	￥8,318	￥9,415	￥10,533
利用者負担金	￥610	￥720	￥831	￥941	￥1,053

5時間以上6時間未満（14:31～15:30）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	570単位（1回）	673単位（1回）	777単位（1回）	880単位（1回）	984単位（1回）
1回あたりの利用料	￥5,956	￥7，032	￥8，119	￥9,196	￥10,282
利用者負担金	￥595	￥703	￥819	￥919	￥1,028

（加算・減算）

	単位数	1回当たりの利用料	ご利用者負担金
入浴介助加算Ⅰ	40単位	￥418	￥41
個別機能訓練加算Ⅰ2	76単位	￥794	￥79
個別機能訓練加算Ⅰ1	56単位	￥585	￥58
サービス提供強化加算Ⅱ	18単位	￥188	￥18
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	11．1%（月合計×0．111）		
送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）	片道　－47単位（￥49）		
地域区分　5級地	1単位10.45円		
介護保険から給付される額	以上を合意した額の9割		
自己負担額	以上を合意した額の1割		

＊　ご本人様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご本人様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＊　介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご本人様の負担額変更します。

※請求書には計算ソフトの設定上、地域区分による計算の表記がされておりませんので、ご了承下さい。

（2）　介護保険の給付の対象とならないサービス
以下のサービスは、利用料金の金額がご本人様の負担となります。

食費	ご本人様に提供する食事にかかる費用（上記にはおやつ･ドリンク代含む）	昼食750円
紙オムツ･パット	ご本人様に紙オムツ･パットの貸し出しがあった場合、右記料金の負担、又は代替物での返却	紙オムツ　120 円 パット　80 円
取消料	当日の 8 時 45 分までに欠席の連絡がない場合の費用	自己負担相当額
レクリエーション及び教養娯楽費	ご本人様の希望によりレクリエーションなどに参加した場合の材料代等の実費	実費
複写物の交付	ご本人様はサービス提供について記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます	1 枚につき 10 円
日常生活上の必要となる諸費用実費	日常生活品の購入代金等ご本人様の日常生活の要する費用でご契約者に負担頂くことが適当であるものの費用	実費

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前にご説明します。

(3)利用料金の支払
前記、(1)、(2)の料金、費用は当月分を翌月 27 日に口座振替にてお支払い頂きます。

(4)利用の中止、変更、追加
①利用予定日の前にご本人様の都合により通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
②利用予定日の前日までに申し出て下さい。当日になっての中止を申し出された場合、取消料を頂きます。ただし事業者が正当だと判断した場合は、この限りではありません。

利用前日の午後 5 時までに取消の連絡があった場合	無料
正当な理由なく当日キャンセルされた場合	当日の利用料金の自己負担相当額

③サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の事情によりご本人様の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時をご本人様に提示して協議します。

6　サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご本人様に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご本人様の生命、身体の安全確保に配慮します。

②事業者は利用者様の人権の擁護・虐待防止のために、担当者選定・指針の整備・委員会の設置・従業員の研修・虐待を受けたと思われる利用者様を発見した時は速やかに適切な対応をします。

③ご本人様の体調・健康状態を見て必要な場合には、医師または看護職員、ご家族様と相談したうえ対応します。

④ご本人様に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了より 2 年間保存するとともに、ご本人様または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤ご本人様へのサービス提供時において、ご本人様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑥事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た、ご本人様またはご家族様等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご本人様の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご本人様の心身等の情報を提供することがあります。

また、ご本人様との契約の終了に伴う援助を行う場合には、あらかじめ文書により、ご家族様（契約者様）の同意を得ます。

7　サービスの利用に関する留意事項

（1） 施設・設備の使用上の注意及びハラスメントへの対応

① 故意に施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご本人様の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

② 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことは禁じられています。

③ 当事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為、またサービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載することが行われた場合はご利用をお断りさせていただくことがあります。

④ 当事業所は利用者様又はその家族様からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（カスタマーハラスメント）についての職員の安全及び尊厳を確保し、適切なサービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。（例：威圧的な言動、人格を否定する発言・業務の範囲を超える過度又は不当な要求・合理性を欠く長時間の拘束や執拗な要望・クレームなど）

上記の行為が発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録を行い状況に応じて適切な措置を講じます。

（2）喫煙

事業所内での喫煙スペース以外での喫煙はできません。

8　契約終了について

（1） 契約の有効期間は、次の時に終了します。

① ご本人様が死亡した場合

② 要介護認定により、ご本人様の心身の状況が自立と判断された場合

③ 事業所が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご本人様に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合

⑥ ご本人様から解約または契約解除の申し出があった場合（詳細は以下を参照下さい）

⑦ 事業者からの契約解除を申し出た場合（詳細は以下を参照下さい）

（2） ご本人様から解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご本人様から利用契約を解除することが出来ます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに書面をもって申し出て下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解除･解約することが出来ます。

① ご本人様が入院された場合
② 事業者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
③ 事業者が守秘義務に違反した場合
④ 事業者が故意または過失によりご本人様の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合
⑤ ほかの利用者がご利用の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、適切な対応をとらない場合

（3）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご本人様が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知をおこない、その結果本契約を継続したがい重大な事由を生じさせた場合
②ご本人様による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上延滞し、相当期間定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
③ご本人様が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信用行為をおこなうなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（4）契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご本人様の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助をおこなうよう努めます。

9 苦情の受付

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 デイサービス和花 （草津市上笠二丁目5－8）

TEL 077-564-0033 FAX 077-564-0011

管理者 谷川 純子 受付時間 8:30～17:30

（2）行政機関その他苦情受付機関

草津市健康福祉部介護保険課 （草津市草津3丁目13－30） ☎077-561-2369
滋賀県国民健康保険連合会 （大津市中央4丁目5－9） ☎077-522-0065
栗東市長寿福祉課介護保険係 （市役所1階） ☎077-551-0281
守山市健康福祉部介護保険課 （市役所1階） ☎077-582-1127

10　損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご本人様に生じた損害は、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご本人様に故意または過失が認められる場合には、ご本人様のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11　その他

契約書並びに重要事項説明書に記載のない事項については双方誠意を以って対応するものとします。

年　月　日

指定通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービス和花

説明者職名　　氏名　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護について同意しました。

ご本人様住所　〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名　　印

ご家族様氏名　　印